

夜間中学設置検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県立夜間中学の学校経営方針、入学者受入れ等、令和7年度開校のために必要な検討を行う「夜間中学設置検討委員会」(以下「設置検討委員会」という。)の運営について必要な事項を定めるものである。

(意見を求める事項)

第2条 設置検討委員会は、次の事項について、専門的見地等に基づく意見を聴収する。

- (1) 学校経営方針に関すること。
- (2) 入学者受入れに関すること。
- (3) その他、夜間中学の設置準備に関すること。

(組織)

第3条 設置検討委員会は、有識者および行政関係者、学校関係者、関係団体等のうちから三重県教育委員会教育長の委嘱する委員をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から令和6年3月31日までとする。

(委員長等)

第5条 設置検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員が互選する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 設置検討委員会は、委員長が必要に応じて招集し、開催する。

- 2 委員が会議を欠席する場合は、当該委員が指名する者を代理として出席させることができる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員は、テレビ会議システムを利用して会議に出席することができる。
- 4 設置検討委員会は、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

できる。

- 5 会議は公開で行う。ただし、次に掲げる場合であって会議で非公開と決定した場合は、この限りではない。
  - (1) 不開示情報が含まれる事項について、協議・調整を行う場合
  - (2) 会議を公開することにより、会議の公正又は円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

(庶務)

第7条 設置検討委員会に関する庶務は、三重県教育委員会事務局小中学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、設置検討委員会の運営に関し必要な事項については、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年7月7日から施行し、令和6年3月31日をもってその効力を失う。